

# 子ども・子育てに関すること

## 保 育

### 世田谷区の保育施設

		特徴
認可保育園		建物・園庭の規模、保育士の数など国が定めた基準を満たしている施設です。
認定こども園		幼稚園と保育園の機能を一体化した施設です。主に保育園機能を利用する保育認定枠と、主に幼稚園機能を利用する教育標準時間認定枠に分かれています。園児は入園後、同じ保育室で教育・保育を受けます。
地域型保育事業	家庭的保育事業	5名以下の少人数で家庭的な雰囲気のもと保育を行います。
	小規模保育事業	少人数（定員6～19名）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行います。
	事業所内保育事業	会社などの事業所の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
	居宅訪問型保育事業	医療的ケアが必要な乳幼児を施設において、保育者による1対1のきめ細やかな保育を行います。
保育室		世田谷区の定める施設の基準を満たした保育施設です。生後43日～3歳未満の乳幼児の保育を行っています。
保育ママ		保育ママの自宅で3～5名の少人数を家庭的な雰囲気ですべて保育しています。生後36日～3歳未満の乳幼児の保育を行っています。
認証保育所		東京都の認証を受けた保育施設で、大都市のニーズに対応するため1日13時間以上の長時間開所などを行っているのが特色です。利用対象や利用料は各施設によって異なります。

【問合せ先】各総合支所子ども家庭支援課 家庭支援 ▶ P40-41



## 一時預かり

### (1) ほっとステイ

美容院に行きたい、カルチャー講座に参加したいなど、保護者の理由に関わらずご利用いただけます。専用施設またはおでかけひろば内で実施しています。

**利用料金**……………保護者負担なし

**利用できる方**……………区内在住の0歳(4か月)から未就学の子ども

※施設によっては対象年齢が異なる場合がございます。

詳しくは  
こちら▶



【問合せ先】子ども家庭課 子ども・子育て支援担当▶ P41

### (2) ファミリー・サポート・センター事業

地域住民による「支えあい」の活動です。保護者が仕事やリフレッシュなどのために子どもを預かってもらいたいときや、保育園や習い事などの送迎をしてもらいたいときに、登録している援助会員を紹介します。利用には、事前の会員登録が必要です。

**謝礼金**……………1時間800円、その他交通費など実費

**利用時間**……………午前7時～午後9時(原則)

**利用できる方**……………区内在住で生後5か月から小学6年生までの子どもの保護者

※謝礼金など変更になることがありますので、詳細についてはホームページをご確認ください。

詳しくはこちら▶



【問合せ先】世田谷区ファミリーサポートセンター▶ P42

### (3) 子どもの近くで働くことができるワークスペースひろば型

親子で気軽に立ち寄れる「おでかけひろば」で、子どもを預けながらデスクワークを行えます。

【問合せ先】子ども家庭課 子ども・子育て支援担当▶ P41

## (4) 赤ちゃん・子どものショートステイ

保護者の病気や出産、育児疲れ・育児不安、家族の介護などで一時的に子どもの養育ができなくなったとき、0～12歳の子どもを区が委託する乳児院や児童養護施設などで短期間(原則として7日以内)お預かりする制度です。

料金		
	1泊2日	以後1日につき
子ども1人につき	6,000円	3,000円 (住民税非課税世帯と生活保護受給世帯は無料)

## (5) トワイライトステイ

仕事などで、保護者の帰宅が遅くなるときや土日・祝日に保護者が不在になるときに、小学生の子どもを区内の児童養護施設で最長午後10時までお預かりする制度です。

料金	
子ども1人につき1回	1,600円 (住民税非課税世帯と生活保護受給世帯は無料)

【問合せ先】(4)(5)各総合支所子ども家庭支援課 子ども相談 ▶ P40-41



## 学童・就学

### (1) ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業

ひとり親家庭(離婚に向けて別居中の方を含む)の子どもに学習環境を提供し、学習習慣の定着と勉強に対する苦手意識を克服し、学力の向上を目指します(参加費無料)。

**【問合せ先】 かるがもスタディルーム(NPO法人キッズドア) ▶ P42**

※世田谷区がNPO法人キッズドアに運営を委託しています。

その他にも区内で様々な無料の学習支援を実施しています。▶



### (2) 新BOP

「新BOP」は、子どもの健全な成育や子育て家庭の支援を目的とし、学童クラブ(放課後児童健全育成事業)とBOP(放課後子供教室)を統合した、区独自の事業です。

**【問合せ先】 BOPについて：地域学校連携課 ▶ P41**

**学童クラブについて：児童課 ▶ P41**

詳しくはこちら▶



### (3) 就学援助費

国公立小・中学校での就学に必要な学用品費、校外授業費、修学旅行費などの一部を支援しています(所得制限等要件あり)。

**【問合せ先】 学務課 学事係 ▶ P41**

### (4) 受験生チャレンジ支援貸付事業

東京都内にお住まいの中学3年生・高校3年生(それに準ずる方も含む)の養育者で、収入などの要件に該当する方を対象として、学習塾などの費用や、高校・大学などの受験費用について貸付(無利子)を行う制度です。高校・大学などに入学された場合、免除申請を行うことにより返済が免除されることがあります。

**【問合せ先】 ぷらっとホーム世田谷C ▶ P42**

## (5) 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業

都内にお住まいで、国公立の高等学校等に通う生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために、教材費や学用品費など授業料以外の教育費を助成します(所得制限あり)。

**【問合せ先】東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 ▶ P42**

詳しくはこちら ▶



## (6) 私立高等学校等奨学給付金

都内にお住まいで、私立高等学校等に通う生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために、教材費や学用品費など授業料以外の教育費を助成します(所得制限あり)。

**【問合せ先】(公財)東京都私学財団東京都私学就学支援金センター奨学給付金担当 ▶ P42**

詳しくはこちら ▶



## (7) 高等教育の修学支援新制度(令和7年11月時点)

進路への意識や進学意欲のある方が、家庭の経済状況に関わらず、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校に進学できるチャンスを確認できるよう、国が実施する授業料等減免と併せて日本学生支援機構の給付奨学金が利用できる制度です。

高等教育の修学支援新制度の詳細はこちらからご確認ください。▶



# 子ども・子育ての相談先

## (1) 世田谷区地域子育て支援コーディネーター

あなたの「困った」を一緒に考え、あなたを適切な支援へつなぐお手伝いや、必要な情報をお伝えします。子育て関係窓口への同行や、訪問・出張型の支援も実施します(相談無料)。

受付時間……………月曜日～金曜日 午前10時～午後3時(祝・休日、年末年始を除く)

【問合せ先】右記の二次元コードを参照▶



## (2) 健康相談(各総合支所健康づくり課)

▶ P40-41

健康づくり課では、育児相談やご自身・ご家族の心身の健康に関するご相談をお受けしています。お住まいの地域を管轄する健康づくり課へご相談ください。

受付時間……………月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く)

## (3) 総合教育相談ダイヤル

不登校(園)、いじめ、発達障害など教育や子どもの日常生活に関する様々な相談に対応しています。子どもでも大人でも相談できます。匿名でも構いません。

受付時間……………月曜日～金曜日 午前9時～午後6時(祝・休日、年末年始を除く)

電話番号……………03-6453-1520

## (4) 教育相談

専門の教育相談員が、子どもの成長や発達、日常生活についての心配事に対し、保護者の方の相談にお応えしながら、子どもに対しても、必要に応じた心理的な援助を行います。来室による相談は予約制です。

	電話番号	受付時間
教育総合センター来室相談 (若林5-38-1)	☎ 03-6453-1524 FAX 03-6453-1534	月・水・金曜日 午前9時～午後5時 火・木曜日 午前9時～午後6時 (祝・休日、年末年始を除く)
玉川分室 (玉川2-1-15)	☎ 03-3709-2403 FAX 03-3707-7040	
砧分室 (成城6-3-10成城6丁目事務所棟2階)	☎ 03-3483-3404 FAX 03-3483-3407	
烏山分室 (南烏山4-26-2烏山中学校東隣)	☎ 03-3305-2022 FAX 03-3305-2133	

## (5) せたがや子ども・子育てテレフォン

子育て中の保護者の不安や悩み、子ども本人からの悩みに関する相談ができます。

利用できる方……………子育て中の保護者、妊婦及び子ども本人

相談時間……………月曜日～金曜日 午後5時～午後10時  
土日・祝日 午前9時～午後10時（年末年始を除く）

電話番号……………03-5451-1211

## (6) 親子のための相談LINE

子育てや親子関係について悩んだときに、子ども(18歳未満)とその保護者の方などがLINEで相談できます。

相談時間……………月曜日～金曜日 午前9時～午後11時  
土日祝日、年末年始 午前9時～午後5時

友だち登録は  
こちらから▶



(こども家庭庁)

## (7) 世田谷区子どもの権利擁護機関(せたがやホッと子どもサポート：略称「せたホッと」)

子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行うとともに、申立てなどにより、調査・調整を行いながら、子どもの関係機関に対して協力・改善を求めています。

利用できる方(対象)……………18歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案  
(18歳又は19歳で高等学校などに在籍している場合なども対象)

相談方法……………電話・FAX・メール・手紙・はがきによる相談  
子ども・子育て総合センター3階(宮坂3-15-15)  
でも相談できます。

🔍 ホットにきゅうさいメール



相談時間……………月曜日～金曜日 午後1時～午後8時  
土曜日 午前10時～午後6時(日曜、祝・休日、年末年始を除く)

電話・FAX……………電話：0120-810-293 FAX：03-3439-6777

## (8) 世田谷区児童相談所

▶ P41

18歳未満の子どもに関する養育、発達、非行、虐待等の相談について、児童福祉司、児童心理司、保健師等の専門スタッフがお受けいたします。

相談方法……………電話もしくは来所  
(来所相談の場合は電話などで相談日時を予約してください)

受付時間……………月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時  
(土日、祝・休日、年末年始を除く)

### 児童虐待の通告・相談窓口

●世田谷区児童虐待通告ダイヤル

☎0120-52-8343

●児童相談所虐待対応ダイヤル189

☎189